

事 務 連 絡

令和 4 年 4 月 14 日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

ふぐによる食中毒予防の注意喚起について

ふぐの衛生的な取り扱いについては、「フグの衛生確保について」（昭和 58 年 12 月 2 日付け環乳 59 号）により通知しているところです。

今般、魚介類販売業の許可を有する事業者が、詰め合わせの鮮魚を一般消費者に販売する際に、未処理のふぐも一緒に梱包し、販売した事例が確認されたことを受け、当該事業所を管轄する自治体が調査したところ、ふぐ処理者の管理監督の無い状況下で、ふぐの知識のない者によって当該行為が行われていたことが判明しました。

ふぐについては、適切な取り扱いが為されていない場合、人の健康に極めて重大な影響を及ぼす可能性があることから、今般の事例を踏まえて、改めて、各自治体におかれては、魚介類販売業をはじめとする関係事業者等に対して、受入から出荷までふぐ処理者が管理監督し、適切に取り扱うよう指導の徹底をお願いします。